

全国バイオディーゼル燃料利用推進協議会 2020年度事業計画（抜粋）

1 基本的な考え方

本協議会は、バイオディーゼル燃料の安全利用に向けた規格の制定、安全かつ適正利用に必要なガイドラインの作成や技術研究を行うとともに、税制減免など制度面での利用促進策の検討及びバイオディーゼル燃料に係る関係者間の意見交換等を通じて、バイオディーゼル燃料化事業の円滑な普及発展に寄与してきたところである。

平成 22 年 12 月に国の「バイオマス活用推進基本計画」が公表され、その後の見直しを経て、都道府県及び市町村のバイオマス活用推進計画の策定が進んでいる。また、「バイオマス事業化戦略」の策定以降、平成 25 年度より「バイオマス産業都市構想」が告知されたことで、バイオマス事業化の動きが加速化されている。

一方で、地域自立型のエネルギーシステムの導入・整備の重要性が認識され、バイオマス発電を含めた再生可能エネルギーの固定価格買取制度も広く活用されている。

本協議会は設立以降 10 年を超える活動実績と情報の蓄積を活かし、暦年、幹事会や専門委員会を組織的機能として活動してきた。その結果、グリーン購入法に「バイオディーゼル燃料混合軽油」利用に関しての推奨が記載されるなどの成果も残してきた。

このような状況の下、本年度も、本協議会の発足当時の“バイオマスの社会的重要性”を改めてアピールし、機動的かつ効果的に活動・遂行できるよう努める。

「企画実行委員会」においては、広く情報を共有出来るよう、バイオディーゼル燃料に関係する団体や組織との連携、地域における情報交換会等を企画・開催し、それらを通し、協議会としての活動域の拡大を図る一方、軽油混合利用時の混合率アップに向けて調査等を開始する。

会員が製造・利用する燃料の性状確認に関しては「品質確認制度運用委員会」が行う。

また、「用途拡大委員会」では、バイオディーゼル燃料の用途拡大はもとより、事業を安定して行うために副生物の有効利用など、有益な情報収集・整理などに努める。

これらの専門委員会における議論検討内容や、各行事開催により得られる成果や課題を整理し、委員会相互の連携を図るとともに、幹事会にて総合的な戦略を議論・検討する。

更に、軽油と混合使用した場合に課税される軽油引取税の減免要望については、減免の実現に向けて取り組むために、グリーン購入法に記載されたことを機に、軽油混合事業者との連携を強化しつつ都道府県への働きかけも検討する。

会員増強については、引き続きあらゆる機会をとらえ、自治体会員の拡大、バイオディーゼル燃料関係者等に対して会員への参加・拡大を働きかけることとする。

また、農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省など、国における各種施策等や国際的なSDGs（持続可能な開発のための2030アジェンダ）等の関連情報を収集し、会員の意識動向を把握しながら協力・連携を行うものとする。

2 総会等の会議

(1) 総会

定例総会として、本年度は2020年7月に開催し、次回は2021年6月を予定する。

(2) 幹事会

協議会の円滑な運営と、総合的戦略事項等を議論・検討するために、3回（2020年6月／文書審議、7月、2021年2月）の幹事会を開催することとし、必要に応じ臨時幹事会及び文書審議による幹事会を開催する。

3 専門委員会

(1) 企画実行委員会

本協議会の会員が参加しやすい活動として、各種イベント、シンポジウム、話題提供、意見交換会等の催事に関し立案と実行を行うとともに、表彰制度の運用実施を行う。

本年度は、特にバイオディーゼル燃料の軽油混合利用時の混合率アップ（高濃度利用）に向けた情報を収集・整理し、対応を検討する。

また、関連する諸団体や組織との連携を視野に入れた活動を積極的に行い、関係者同士の情報共有を目指す。また、地域における事業の活性化を目指した「地域及び都道府県単位レベル」での意見・情報交換会・現地見学会等、きめ細かい連携を図ることも目標とする。

委員会は、2020年7月、10月、2021年2月の3回程度開催することとし、必要に応じて適宜追加して開催する。

(2) 品質確認制度運用委員会

バイオディーゼル燃料の品質確保及び適正使用の観点から、廃食用油等原料の品質、バイオディーゼル燃料の製造、バイオディーゼル燃料製造過程で発生する副産物の適正利用、バイオディーゼル燃料を自動車燃料として利用する場合の留意点等を中心に当協議会が取りまとめた「ガイドライン」を基にして、事業者が燃料品質を確認する「品質確認制度」の運用を行う。

委員会は、2020年12月、2021年3月の2回程度開催することとし、必要に応じて適宜追加開催する。なお、品質確認制度における分析結果評価については、適宜持ち回りにて実施する。

(3) 用途拡大委員会

本年度は、バイオディーゼル燃料製造事業者が抱える課題解決に焦点を当て、燃料製造時に発生する副生物、特にグリセリンを中心とした用途を調査・整理、検討をする。また、環境意識の高い企業等への意識調査にも着手を検討する。

委員会は、2020年7月、11月、2021年2月の3回程度開催することとし、必要に応じて適宜追加して開催する。

4 関係制度等に対する要望

(1) 税制要望

グリーン購入法へ記載されたものの、自治体においての周知は遅れていると思われる。B5製造を常態化できる事業者の増加など、新規参画者の動向や普及に対する意識調査を行い、特定加工業者間の連携強化のための情報交換ができる環境づくりや、各都道府県において混合軽油が提供できる基盤整備等、混合軽油の普及拡大を目指す。

併せて、県条例における優遇先進事例動向を基にして、都道府県単位の取組検討が進められるよう努める。

(2) バイオ燃料混合軽油の利用促進に向けた活動

車両用途においては、グリーン購入法の利用推奨物品としてB5利用が記載されたことを受け、各自治体を中心に利用促進に向けた積極的な宣伝活動を図る。

また、京都市のB20（経済産業省大臣認定）実証実験以降、高濃度軽油混合利用について新たな展開がないことを鑑み、他都市においても高濃度利用の実績作りができるよう実証試験も含めて企画実行委員会を中心に支援等を検討することとする。

5 バイオディーゼル燃料取組実態等調査の実施

バイオディーゼル燃料の取組等に関する調査結果については、国の制度の見直し要望や提案等に活かすと共に、各種の基礎資料として利用していくことが重要である。

このため、本年度も協議会会員以外の事業者を含め、6～7月に幅広く調査を実施することとし、調査結果は、会員や国への情報提供、各専門委員会における検討、直面している課題への対応等にも資することとする。

6 情報・意見交換会等

(1) 事例発表会（話題提供）

協議会会員の取組についての発表・意見交換を通じ、正確な情報の伝達とバイオディーゼル燃料への正しい理解・普及、直面している課題等への対応の検討や最新の情報提供等を目的として事例発表会を開催し、バイオディーゼル燃料に取り組む事業者の情報交換の場とする。

本年度は、総会開催日の話題提供は行わず、新型コロナウイルス騒動の対応を見ながら企画実行委員会にて検討・調整して開催する。

(2) 地域における情報・意見交換会

協議会では設立当初より、全国各地で取り組まれているバイオディーゼル燃料事業について、ガイドラインの策定・公表や実態調査の実施、調査結果の提供などにより、情報の共有等を進めてきた。このことによる一定の成果がみられることから、本年度についても各地域や団体において、企画実行委員会を中心に情報・意見交換会を実施し、諸問題の解決方法など探るとともに、地域のバイオディーゼル燃料に対する取組のレベルアップを図ることとする。

なお、これらの機会を協議会のPR、会員同士の交流の場とすることに加えて、新たな会員の掘り起こしの場とする。

7 その他

(1) 会員拡大への取組

ア 情報・意見交換会、地域セミナー等の活用

各地域での情報・意見交換会や地域セミナーなど各地での催事を通じて、品質確認制度、原料回収や用途の拡大についての検討状況など協議会が取り組んでいる活動状況をタイムリーに情報発信し、会員拡大に資する。

イ 幹事・会員からの積極的な勧誘

幹事をはじめ、会員によって積極的な勧誘を行うほか、会員は所属する団体の広報誌やホームページリンクによる紹介、事務局は関係機関、団体に積極的に働きかけ、会員拡大に向けて取り組む。

ウ 地方自治体の会員拡大

地域のバイオマスを活用していくため、既会員を含めNPO法人や関連事業者の活動を促進するよう地方自治体がコーディネーターとしての役割を担うことが重要である。

バイオディーゼル燃料の取組において、原料となる廃食用油は地域に賦存する重要なバイオマスの一つであることから、国との連携を図りつつ、グリーン購入法に「B5」が掲載されていることの周知を含め、改めて地方自治体の協議会への参画を積極的に呼び掛け、会員拡大に向けて取り組む。特に、都道府県にあっては上記の関係制度等との取組のためにも積極的な参画を勧める。

なお、地方自治体に関しては、「自治体賛助会員」を設け、協議会活動に賛同いただける自治体が参画しやすく措置している。

エ 軽油特定加工業者の積極的な勧誘

バイオディーゼル燃料が安全に利用されるとともに、バイオディーゼル燃料化事業の円滑な普及発展を推進するためには、製造から販売・利用に至る各分野の方々に本協議会の取組を理解していただき、幅広く活動を展開することが必要である。また「B5」がグリーン購入法に記載されていることから、これまで呼びかけが不十分であった軽油特定加工業者及び軽油特定加工業者申請予定者にあっては、実績調査等を把握する機会や情報交換ができる環境づくりを行い、減免要望の賛同呼び掛け等の機会を利用して入会を積極的に働きかけ、会員拡大に向けて取り組む。

(2) ホームページの充実に向けて

事務局である（一社）日本有機資源協会のホームページがリニューアルされたことに連動して、本年度早い時期に協議会のホームページも刷新して運用する。

協議会概要、活動内容、関連情報等を必要に応じて公開し、特に「会員の主な公共的活動状況」の掲載等を行うこととしている。そのために「会員からの情報」提供の協力をお願いし、会員や関係者に情報発信を進める。

(3) 講演会、施設見学会、コンサルティング業務の受託

企画実行委員会等の活動と連動して、バイオディーゼル燃料を先進的に製造・利活用又は研究している事業所等の視察、講演会を実施し、会員間の理解を深める。また、会員に限らずバイオディーゼル燃料にかかる相談窓口として技術支援やコンサルティング業務を実施する。

(4) その他

業界の普及促進と拡大に向け、他団体の環境マーク制度（エコマーク／(公財)日本環境協会、バイオマスマーク／(一社)日本有機資源協会）等とも連携を図り、各取組の周知に努める。